

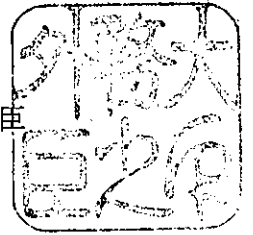
情報公開第02922号

令和5年3月14日

名古屋市民オンブズマン

代表 新海 聡 殿

外務大臣



行政手続法に基づく聴聞について(通知)

標記について、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第1号イの規定に基づき、別紙のとおり聴聞を行いますので、同法第15条第1項の規定により通知します。

添付書類:別紙

通 知 事 項

1 聴聞の件名

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)に基づく行政文書の一部開示決定の変更について

2 予定される不利益処分の内容

平成29年4月26日付情報公開第00269号及び第00270号において通知した一部開示決定処分における通知書の表記の修正(通知書において本来不開示箇所を具体的に表記し、不開示箇所を限定すべきところ、具体的な表記になっていないため不開示内容が限定されないものと解釈される余地があることから、通知書の表記内容を具体的な表記とする修正を行うもの)。

3 根拠となる法令の条項

法第9条第1項

4 不利益処分の原因となる事実

別添のとおり。

5 聴聞の期日及び場所

(1) 期日

令和5年4月7日(金) 午後4時から

(2) 場所

外務省(東京都千代田区霞が関二丁目2番1号)

6 主宰者

外務省大臣官房総務課公文書監理室首席事務官 宮川 雄一

7 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

外務省大臣官房総務課公文書監理室

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

8 教示事項等

(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書

類等を提出することができます。

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(3) 行政手続法第 23 条第 1 項の規定に基づき、主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、同法第 21 条第 1 項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができます。

以上

## 不利益処分の原因となる事実

## 1 経緯

新海 聡氏（以下「請求者」という。）は、平成18年12月1日付で、外務省に対し行政文書「在連合王国日本国大使館で平成13年度に支出された『報償費』に関する支出決裁文書」及び「在香港日本国総領事館で平成13年度に支出された『報償費』に関する支出決裁文書」の開示請求を行った。これに対し当省は、同年12月20日付け情報公開第03561号（在連合王国日本国大使館（以下「在連合王国大」という。）及び同第03564号（在香港日本国総領事館）（以下「在香港総」という。）により情報公開法第11条に基づく開示決定等の期限の延長を行った。その後当省は、相当の部分の決定として、平成20年1月7日付け情報公開第03000号（在連合王国大）及び同第03002号（在香港総）により、文書1（酒類の購入に係る経費支払証拠書類）を特定し、部分開示とする処分を行った後、最終決定として、平成21年3月31日付け情報公開第00972号（在連合王国大）及び同第00974号（在香港総）により4文書を特定し、文書2（大規模レセプションに係る経費支払証拠書類）、文書3（酒類の購入に係る経費支払証拠書類）及び文書4（車両の借上げ等の事務に係る経費支払証拠書類）については部分開示とし、文書5（文書2～4以外の文書）についてはその全てを不開示とする処分を行った（以下「原決定」という。）。その後、平成29年4月26日付け情報公開第00269号（在連合王国大）及び同第00270号（在香港総）により文書5について、その一部を部分開示とする処分を行った（以下「変更決定」という。）。聴聞の対象となる不利益処分は、文書5の変更決定に係るものである。

本変更決定は、原決定の文書5の不開示を一部開示とすることを意図したもののだが、通知書3枚目の不開示理由一覧の「不開示とした部分」及び同通知書（別表）の「改めて開示する部分」において、当該箇所を限定する記載になっていないため、これを修正し改めて正確な開示決定通知書を交付することが妥当であると判断したことから、行政手続法第13条1項1号に基づき、本聴聞を行うこととしたものである。本聴聞の対象となる不利益処分は、以下に、不利益処分に該当する決定の変更の内容及びその正当性について述べる。

## 2 文書5について

文書5に係る平成29年4月26日付変更決定通知書3枚目の不開示理由一覧の「不開示とした部分」には、「文書5」と記載しており、また、同通知書（別表）には「改めて開示する部分」として、「1頁目」（在連合王国大）及び「1頁目及び3頁目」（在香港総）と記載している。

しかしながら、文書5の外務大臣等の「記者会見の会場借料に係る文書」は、「大規模レセプションに係る経費支払証拠書類」、「酒類の購入に係る経費支払証拠書類」及び「車両の借上げ等の事務に係る経費支払証拠書類」（以下「五類型」という。）の五類型に係る文書に準じて判断すべきであり、決裁書の「金額、小切手宛先送付先、支払方法」、領収書及び請求書等の「支払先及び調達先に関する情報」、支払証拠書台紙の「整理番号、証番号」については、これを公にすることにより、報償費の具体的支出に関する内容や外交交渉における相手の権利・

利益や立場に影響を及ぼし、あるいは他国若しくは国際機関との間で外交上問題が生じ、この結果、国の安全が害され、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

また、類似の案件において審査会よりの答申（平成27年度（行情）答申第898号及び令和4年度（行情）答申第446号）でも、五類型に係る文書に準ずる決裁書の「金額、小切手宛先送付先、支払方法」、領収書及び請求書等の「支払先及び調達先に関する情報」、支払証拠書台紙の「整理番号、証番号」に係る部分及び間接接触・直接接触については、法5条3号及び6号で不開示としたことを妥当と判断している。

したがって、これらと同じ内容である当該不開示箇所についても特定の上、不開示とすることが妥当である。

（了）